

第3期 湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画 (概要版)

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

「第3期湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画」は、本町の実情を踏まえ、子ども施策を総合的かつ強力に推進するため、「第2期湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画」の検証、評価を踏まえ、引き続き、きめ細かで切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組み、子どもの育ちが保障され、子どものいるすべての家庭が安心して子育てできるまちの実現を目指し策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための市町村計画であり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。さらに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。

本町のまちづくりの総合的指針である「湯梨浜町総合計画」や地域福祉の方針を定める「湯梨浜町地域福祉計画」、その他関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定します。

3 計画の期間

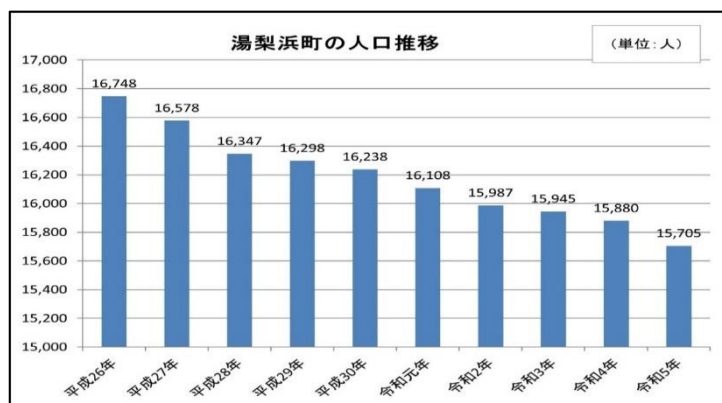
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、こども基本法により、市町村は、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられています。本町では、令和7年度から本計画を開始しつつ、計画期間内に市町村こども計画の一部として位置づけるよう見直しを行い、新たに湯梨浜町こども計画（仮称）を策定することとします。

湯梨浜町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 子ども・子育てにかかる人口等の状況

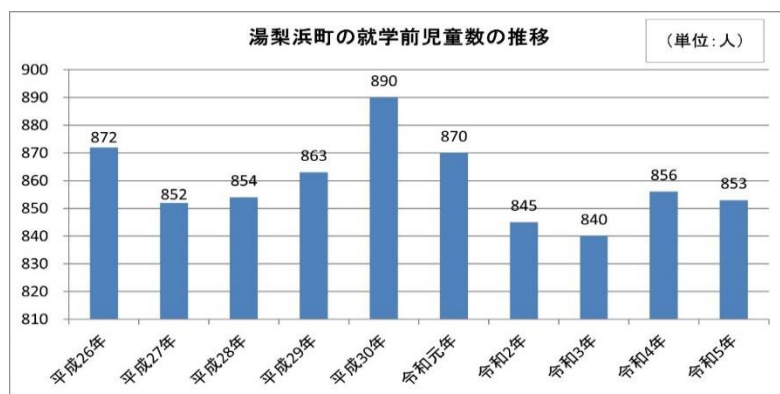
(1) 人口の推移



湯梨浜町の人口は合併の翌年である平成17年をピーク（17,687人）に減少の一途を辿っています。平成26年から令和5年までの10年間で、1,043人減少（約6.2%の減）しています。

【出典：鳥取県推計人口（鳥取県統計課資料）毎年10月1日現在】

(2) 就学前児童（0歳から5歳）数の推移



【出典：鳥取県推計人口（鳥取県統計課資料） 毎年10月1日現在】

就学前児童数は、平成26年度以降、増減を繰り返しながら推移しています。

(3) 合計特殊出生率の推移



【出典：人口動態調査】

合計特殊出生率は、全国、鳥取県より概ね高い数値となっています。

※合計特殊出生率は、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものです。

計画の基本的な考え方

1 基本理念

国は、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活ができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。将来を担う子どもは、町の未来をつくる力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域にとって重要な課題です。

希望ある未来に向け、家庭と地域が一体となって、「子どもの最善の利益」を守ることができるまちの実現をめざし、これまでと同様に、次の基本理念を掲げます。

【基本理念】

家庭ではぐくみ 地域ではぐくむ あったか子育て 湯梨浜町
～ 子育てが楽しい 愛情いっぱいのまち ～

2 計画の基本目標

基本目標1 子どもが笑顔で健やかに育つまちづくり

子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を構築し、子育てに対する不安の解消に努め、親子の心身の健康の保持・増進を図ります。今後、より一層ニーズの広がりがみられる放課後児童クラブ等、保護者をサポートする事業についても、体制を充実します。

さらに、子ども一人ひとりを権利の主体としてその人権を尊重する社会の構築を推進することにより、一人ひとりの子どもの最善の利益を考えるとともに、全ての子どもと家庭を対象とし、その個性や成長、ニーズに応じた支援を推進します。

基本目標2 家庭で愛情いっぱい子育てできるまちづくり

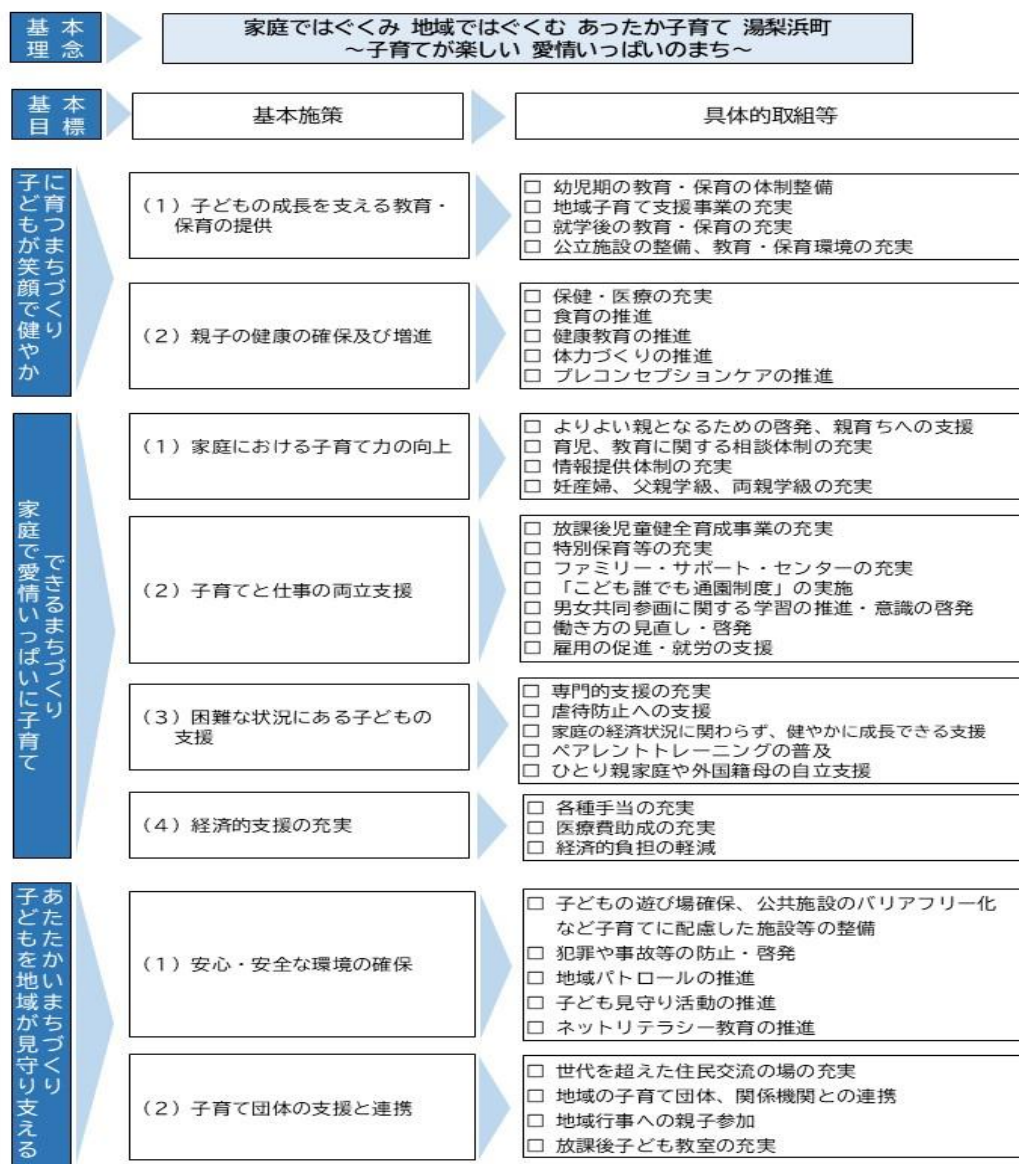
世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、保護者や家庭を取り巻く状況が変化しており、子育ての負担や不安、孤立感は大きなものになっています。家庭が愛情をもって子育てできるまちを実現するには、子育てに関する相談体制や子育て家庭同士の交流、子育て力強化等の支援が必要です。また、就労形態の変化などにより、保護者のニーズも多様化する中、幅広い働き方に対応できる環境整備も求められます。

今後は、すべての子育て家庭が、家庭の状況やライフスタイルに応じた子育てに向き合えるとともに、子どもの成長に楽しみや生きがいを感じながら、親としても成長することにより、家庭で愛情いっぱい子育てできる環境づくりを推進します。

基本目標3 子どもや子育てを地域が見守り支えるあたたかいまちづくり

地域の中で子どもが安心・安全に生活するためには、地域で見守り、支えることが大切です。公園や道路環境、公共施設等のハード面の整備を進めるとともに、見守り体制や防犯対策等のソフト面の対策を充実し、安心・安全に配慮することが必要です。また、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていけるよう、子育て支援に関する地域活動の支援や子育て相談・交流を促進します。

3 計画の体系

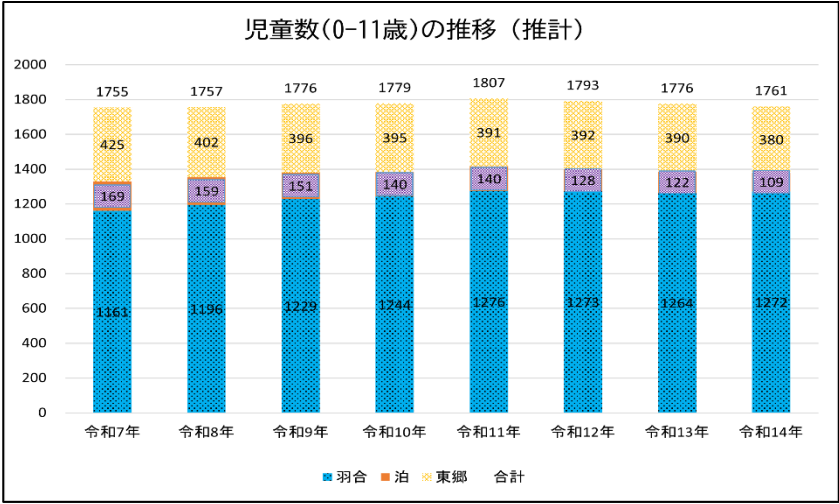


子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。

子ども・子育て支援事業計画では、認定こども園や保育所、地域子ども・子育て支援事業について、提供する区域を定め、その区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」及び「実施時期」を設定することとなっています。

1 子ども人口の推移（推計）



未就学児、小学生の子ども人口は、令和7年から令和11年まで増加し、令和14年には、令和7年の1755人とほぼ横ばいの1,761人となる見通しです。地域別に見ると、羽合地域では人口が増加する一方、泊・東郷地域では減少が見込まれます。

2 教育・保育の提供区域の設定

自治体は、教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保対策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することとなります。湯梨浜町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）とします。

ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位等、各地区の実状を踏まえて行うものとします。

※教育・保育の提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」です。

3 教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容

教育・保育事業は、主に子どもたちが平日の昼間に利用する事業です。子どもの年齢と、保護者の就労状況等からみる保育の必要性に応じて、利用のための認定を行います。「量の見込み」については、計画策定に係るニーズ調査の結果（令和6年7月実施）と、湯梨浜町の今後5年間の人口推計等を踏まえて算出しています。

【量の見込み】

事 業 名				見込み（人）				
				R 7	R 8	R 9	R10	R11
1号認定	3－5歳	認定こども園・幼稚園		21	20	21	22	21
2号認定	3－5歳	認定こども園・ 保育所	教育ニーズ	6	7	7	7	6
			保育ニーズ	393	403	420	416	413
3号認定	0－2歳	保育所、認定こども 園、小規模保育等	0歳	74	76	78	77	77
			1・2歳	216	221	245	244	243
上記以外（家庭での保育など）				111	110	117	115	113
合 計（児童数）				821	837	888	881	873

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

現状、近隣市町の施設を広域利用しながら、町全体としては、現在の施設で教育・保育の必要数が概ね確保できています。ただし、地域別に見ると羽合地域の児童数が増加傾向にあり、教育・保育ニーズが一層増加するものと思われるほか、必要な保育士数が十分に確保できていない状況が続き、また広域利用での受入も困難になる傾向であることから、特に3歳未満児において、入園希望に応えられない状況が深刻化する懸念があります。

これらの不安を解消し、希望する方が町内の教育・保育を利用できる体制を構築するため、公立保育施設の整備や再編を進めるとともに、民間事業者の参入を促すことで、受入体制の拡充を図ります。また、保育士確保について、公営、民営を問わず処遇改善と労働環境改善に向けて引き続き取り組みます。

4 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容

事業名		確保の内容等	見込み				
			R7	R8	R9	R10	R11
(1) 利用者支援事業（こども家庭センター） 〔箇所〕		▽子育て支援課内に設置して実施	1	1	1	1	1
(2) 地域子育て支援拠点事業〔人日〕 ※はわいこども園子育て支援センターを 拠点に地域の子育て家庭を支援		▽ゆとりのある場所の確保に努める。	3,846	3,812	4,054	3,985	3,915
(3) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談 支援事業〔回〕		▽面談等による情報提供や相談を実施 ▽2回給付金を支給	411	414	426	420	417
(4) 妊婦健康診査事業〔回〕		▽健康診査を公費助成により実施	1,644	1,656	1,704	1,680	1,668
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問） 〔人〕		▽出生後1ヶ月以内を目標に、乳児家庭を訪問	137	138	142	140	139
(6) 産後ケア事業〔人日〕		▽中部管内2医療機関に委託して事業実施 ▽メンタルに対応を検討	46	47	48	47	47
(7) 養育支援訪問事業〔人〕		▽支援が必要な家庭を保健師等が訪問し相談・支援	8	8	8	8	8
(8) 子育て短期支援事業 〔延人数〕	ショートステイ	▽県内4カ所に委託して事業を実施	8	8	12	12	12
	トワイライトステイ		3	3	6	6	6
(9) ファミリー・サポート・センター事業 〔延人数〕		▽安定した提供会員（育児の支援を行う者）の確保と人材育成に努める。	165	170	173	173	182
(10) 一時預かり事業〔延人数〕	幼稚園・認定こども園	▽利用希望を概ね満たせるため、現状で事業を実施	249	262	275	262	262
	未就園児	▽一層の受入体制の構築に努める。	134	131	141	138	138
(11) 延長保育事業（時間外保育事業） 〔延人数〕		▽利用希望を概ね満たせるため、現状で事業を実施	5,839	5,972	6,349	6,283	6,260
(12) 病児・病後児保育事業〔延人数〕		▽R7.1から、新たに町内医療機関で事業を開始 ▽利用しやすい体制づくりに努める。	63	65	68	68	68
(13) 放課後児童クラブ事業 （放課後児童健全育成事業） 〔人（箇所数）〕	羽合小学校区	▽実施場所を増設して実施	210(3)	210(3)	210(3)	210(3)	210(3)
	東郷小学校区	▽施設の老朽化への対応を検討	74(2)	74(2)	74(2)	74(2)	74(2)
	泊小学校区	▽児童数が増える場合には受入体制の整備を検討	55(1)	55(1)	55(1)	55(1)	55(1)

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	▽特定教育・保育施設等に保護者が支払う副食費等の費用を助成 ▽その他の助成については、ニーズに応じて検討
(15) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	▽ニーズに応じて検討
(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	▽保護者の就労の有無等に関係なく、一定時間こども園等を利用 ▽現時点では対応が困難であるため、量の見込みは設定しない。今後、受入体制の構築に合わせて計画を見直す。
(17) 子育て世帯訪問支援事業	▽訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴。家事・子育て等の支援を実施 ▽現時点で量の見込み及び確保方策等は設定せず、ニーズに応じて検討
(18) 親子関係形成支援事業	▽親子の関係性構築に向け、ペアレント・トレーニング等を実施 ▽現時点で量の見込み及び確保方策等は設定せず、ニーズに応じて検討
(19) 児童育成支援事業（子ども第三の居場所）	▽町内の需要を把握しながら事業内容の検討・推進に取り組む。 ▽現時点での量の見込み及び確保方策等は現時点では設定しない。

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の基本理念である「家庭ではぐくみ 地域ではぐくむ あったか子育て 湯梨浜町 ～子育てが楽しい 愛情いっぱいのもち～」の実現に向けて、子ども・子育て施策に関わるすべての機関、民間団体をはじめ、住民、事業所等の連携・協働のもとで計画の推進を図ります。

その際、将来にわたって子どもが希望を持ち、未来の親たちも安心して子育てできるよう、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持ち、不平等や格差の解消、暴力や虐待の根絶、豊かな自然と経済活動の両立といった持続可能な社会をめざすとともに、他者を受け入れる寛容な心を持つことによる多様性の尊重や、デジタル社会への対応など、未来志向の連携・協働による計画の推進を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画は、計画に位置づけた施策及び事業について、「湯梨浜町子ども・子育て会議」において、毎年度、施策の進捗状況や課題について点検・評価を行うとともに、庁内においては、関係各課の連携を図り、全庁的な体制で取り組みます。

こうした推進の仕組みとして、【Plan（計画）－Do（実施）－Check（点検・評価）－Action（改善・見直し）】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

なお、社会経済情勢の変化や法制度の改正にともない、計画内容が大きく変動する場合には、必要に応じて計画の一部見直しを行うものとします。

令和7年3月

湯梨浜町子育て支援課

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19 番地 1

電 話:0858-35-5354 FAX:0858-35-3697

メール:ykosodate@yurihama.jp